

都市整備局・住宅政策本部業務体験発表会
 (令和3年度)
 概要書

所 属	
発表テーマ	六町地区土地区画整理事業における桜並木の保存の取組について
発表者氏名	
発表の概要	<p>六町区画整理事業において、既存の道路を拡幅する際に沿道の桜並木が支障となった。この桜並木は毎年桜まつりが開催されるなど、地元では既存道路を桜並木通りと呼ぶほど親しまれている桜並木であり、伐採に対して地元で反対の声があがった。</p> <p>それに対し、1本ごとにそれぞれ保存の可能性について樹木医の診断を仰ぐとともに、やむを得ず伐採する場合については新植を行うことを地元に説明し理解を得た。</p> <p>地元との合意形成を図りながら円滑に事業を進める取組について紹介する。</p>

六町地区土地区画整理事業における桜並木の保存の取組

1 はじめに

本地区は、足立区北東部のほぼ中央に位置し、昭和44年5月に定められた土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された区域の一部である。東京メトロ千代田線北綾瀬駅から西方約1.3kmの距離にあり、地区東側は綾瀬川、西側は在来区道（車検場通り）に、北側及び南側は土地区画整理組合の事業施行地区に隣接している。

昭和60年7月、運輸政策審議会（現 交通政策審議会）によるつくばエクスプレス（常磐新線）新設の答申で、本地区内にルートが予定されたことから、東京都及び足立区は、新駅を誘致し周辺の都市基盤を整備するとともに、足立区北東部の新しい生活拠点として、計画的なまちづくりを進めることとした。

以降、基本構想策定、事業計画の決定、換地設計の決定などの手続きを経て事業を進めてきたところである。平成10年3月に事業計画決定の公告を行った本事業も、令和3年11月末現在、仮換地の引渡しが389,082m²、(80.2%)まで進んでおり、令和4年度末までの引き渡し完了に向け、工事を進めているところである。

(1) 事業の名称

東京都市計画事業

六町四丁目付近

土地区画整理事業

(2) 施行者

東京都

(3) 施行面積

約69.0ha

(4) 都市計画決定

昭和44年5月8日

（建設省告示第1804号）

(5) 事業計画決定

平成10年3月30日

（東京都告示第333号）

(6) 施行期間

平成9年度～令和4年度



図1 本地区の位置

- (7) 減歩率
19.33%
- (8) 移転棟数
2,224 棟
- (9) 権利者数
2,185 名
- ※令和3年3月31日現在
- (10) 整備される
主な公共施設
① 都市計画道路
補140（延長 1,054m）
補258（延長 797m）
② 駅前広場（6,000 m²）
③ 区画道路
(総延長 21,530m)
④ 公園・緑地
(8箇所 20,710 m²)

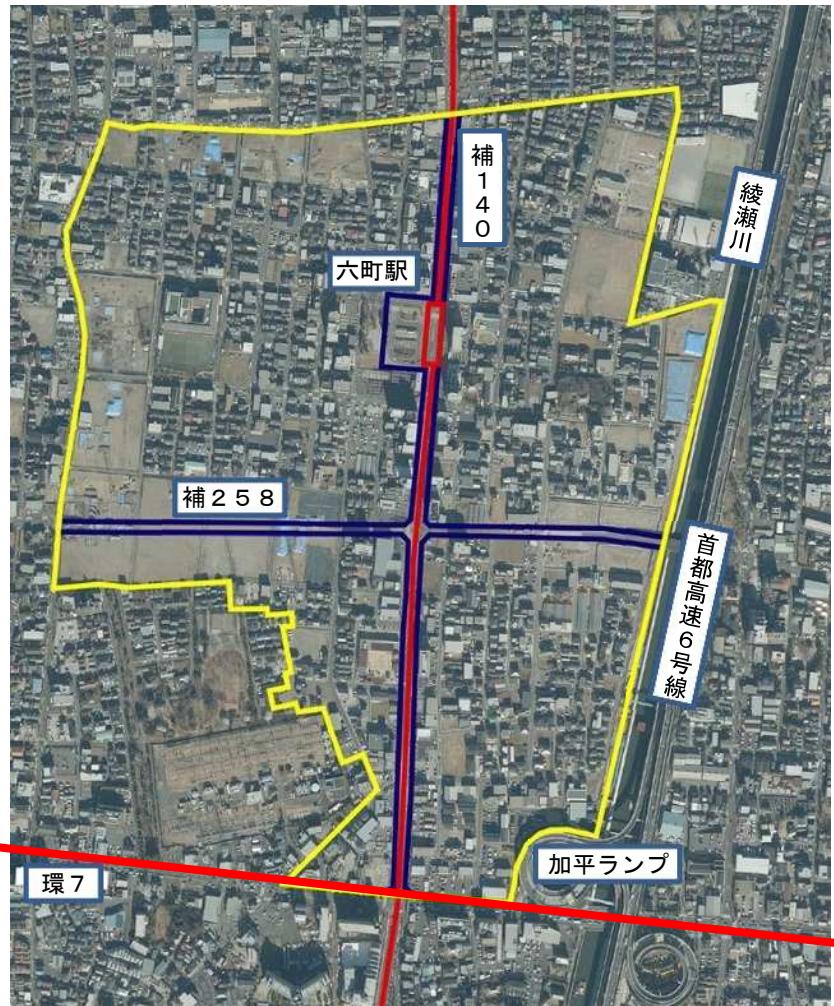


図2 本地区の航空写真（令和3年1月撮影）

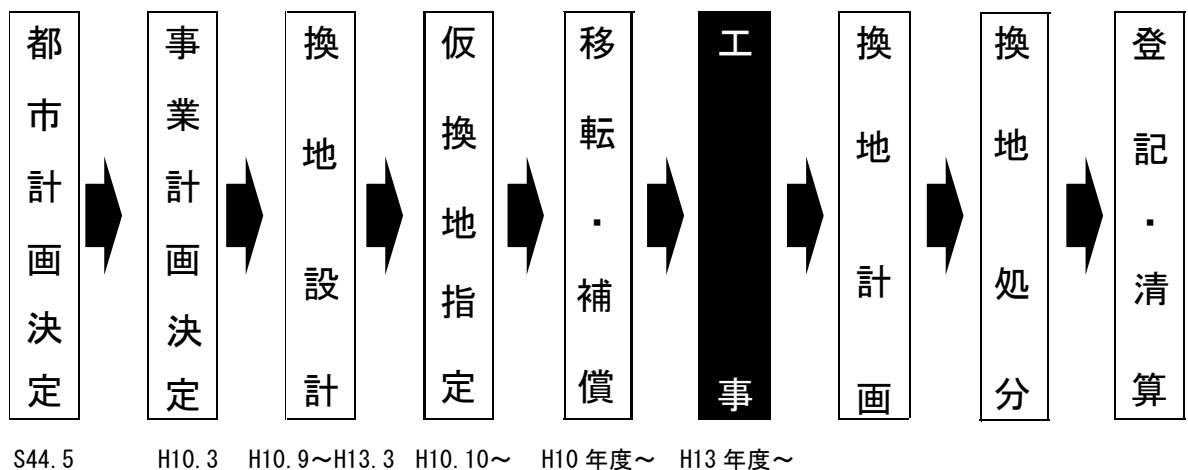


図3 本地区の事業経過

2 桜並木について

本地区は、かつては畠地が広がる田園地帯であったが、昭和50年代初めに下水道普及率

100%を目指す下水道局により、狭幅員道路（3.6m）の地下に下水道幹線（径約7m）が埋設されることとなった。それに伴い、地上部の道路も拡幅されることとなったが、住民から地域のシンボルとして桜を植栽するよう要請があり、足立区も含めて協議を進めた結果、桜並木が整備されることとなった。それ以来、当該区間の道路は「桜並木通り」と呼ばれ、町会により「さくらまつり」も開催されるなど地域の人々に愛され続けてきた。



図4 昭和46年当時の桜並木周辺地図

(出典：国土地理院)

春は目前！桜も咲く準備中 桜の名所「六町駅周辺」をお散歩

掲載：2011年3月5日号

つくばエクスプレス「六町駅」の開設以降、東京都が進める大規模な区画整理事業が急ピッチで進む六町。駅前の道路は広くなり、店やマンションが次々と建っていく。そんな六町には、桜の名所も何ヶ所かあってお花見で賑わう。もうすぐ春、桜の開花も目の前にせまる六町駅周辺をお散歩しよう。



A 桜並木を歩いてみよう

六町1丁目と4丁目の境になっている区道は、区内でも知る人ぞ知る桜の名所。毎年、桜が満開に咲き誇る頃、この場所では地元町会など花見客で賑わう。

図5 桜並木に関する地域誌の記事（出典：足立朝日）

3 区画整理事業における道路の整備

3-1 工事着手前の桜の存置・伐採予定

六町地区区画整理事業においては、区域を一定のエリアに区分し、エリア毎に、「居住者等の移転」→「従前建築物等解体」→「地下埋設物等障害物の撤去」→「土壤汚染処理、地下水浄化」→「下水道・街路等の整備」→「地権者への土地の引渡し」という過程を経て、宅地（仮換地）を地権者に引き渡している。

桜並木が位置する当該路線についても、図6に示すエリアにおいて下水道・街路築造工事を施工する中で、幅員約8m（歩道2m－車道4m－歩道2m）の既存道路を、幅員10m（歩道3m－車道4m－歩道3m）に拡幅することとなっていた。

桜並木については、道路工事エリアに含まれていたが、生育箇所が歩道幅員内に位置することから存置できるものとした。しかし、新設の道路と交差する箇所においては存置することができないことから、移植の可能性を検討したところであるが、樹齢約40年と老木であり活着困難であるため、やむを得ず伐採することとした。交差点箇所のみ部分的に伐採することについては、事前に周辺住民に説明し理解を得たところである。



図6 街路築造工事エリアと桜並木の位置



図7 工事着手前の桜の存置・伐採予定図

3-2 存置困難となった桜

当該部分の下水道・街路築造整備工事については、令和元年12月に契約を締結し工事を進めていたところである。しかし、エリア全域の下水道管を敷設し当該路線の街路工事を進める中、拡幅計画のとおり工事を進めると、幹の端部、根系の一部を街区よ及びその基礎などの道路構造物がかすめることができ明らかとなった。

極力保存すべきものではあるが、根が一部欠損した状態で存置することは、生育上好ましくないだけでなく、樹木が衰え台風等により倒木する危険もあるため、存置する予定だった樹木の保存方法についてあらためて検討が必要となった。

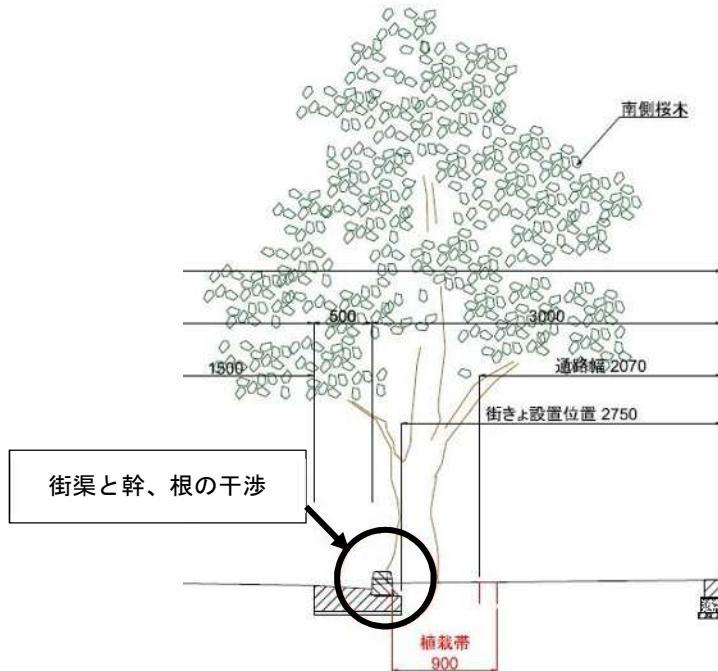


図8 着工後に明らかになった
街渠と幹、根の干渉のイメージ

4 桜並木の保存方策の検討

4-1 慎重な対応が求められる桜の伐採

以下は、桜の伐採に関する記事を検索した結果の一部であるが、祭事、花見など人々の暮らしに密着し、日本人にとって最もなじみ深く特別な存在である桜については、伐採に関する住民の反対も強い。さらに、本件では、周辺住民や土地区画整理審議会の委員に対し、一度は存置する旨説明し理解を得た桜並木を伐採することになることから、丁寧に説明し理解を得ることができなければ、道路の整備が進まないばかりか、六町区画整理事業に対しても不信感を抱かれるようになりかねない。

- 名物桜並木バッサリ！住民「聞いてないよ」
- 樹木伐採計画で住民署名運動「樹木を残す道路拡幅を」
- テニス場計画「保留」 桜伐採予定に住民反発問題
- 桜を守れ マンション建設計画に反対運動
- 【悲報】◇◇通りの桜並木の桜が10本以上伐採されるみたい 桜トンネル途切れる？

4-2 樹木医による診断

既存のまま桜並木を保存するためには、当該部分だけ歩道幅員を拡幅するよう道路断面構成を変更することなども考えられるが、道路管理、交通安全の視点から、将来道路管理者である足立区、交通管理者である綾瀬警察署などの理解を得られるものではない。

こうしたことから、地元に愛されている桜を可能な限り存置または移植するよう努めながらも、どうしても保存できない樹木については、やむを得ず伐採するものとし、樹木毎にその判定をするため樹木医の診断を受けることとした。

4-3 診断結果

北側樹木 6 本

街きょを設置する際、一部根を損傷することから、倒木する可能性があるため、二脚鳥居（支柱）を取り付ける

南側樹木 12 本、北側樹木 7 本

現状の樹木位置で街きょを設置する場合、根を干渉するため、生育不良となるリスクが高い。移植となった場合でも、対象となる樹木が老木（樹齢約 40 年）であるため、活着困難が予想されることから、避けたほうがよい

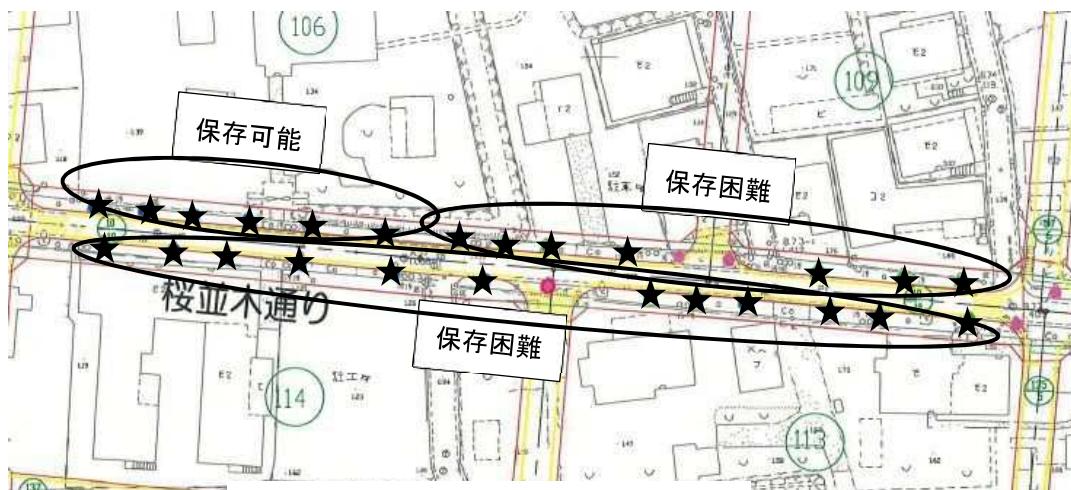


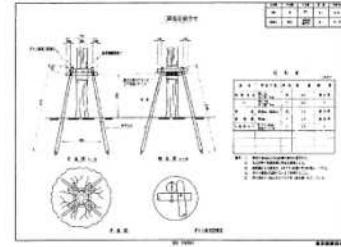
図 10 樹木診断結果の概要

2020年5月14日
街区10号線街路樹報告書
調査会社


樹種	高さ(m)	目通り(m)
街路樹 ソメイヨシノ	5.0	0.9内外

確認事項 境界超え 支障有り (南側街きょ干渉)

考察
北側：街きょを設置した際、一部根を損傷し倒木する可能性がある為、下図のような支柱を取り付ける事を提案する。



南側：現状での樹木位置で街きょを設置する場合根元を干渉する為、今後生育不良となるリスクが高い。
又、移植となった場合、対象となる樹木が老木である為、活着困難が予想されることから、避けた方が良いと思われる。

確認者 樹木医

図 9 樹木診断結果（抜粋）

4-4 対策

診断結果を受け、北側の樹木6本については、二脚鳥居で補強の上、原位置で存置することとしたが、南側の樹木すべて（12本）及び北側の樹木7本については、原位置での存置・移植は困難であることから伐採することとした。

存置する樹木

現存桜木は、新設する街きょに根が若干かかる位置に存在するため、植樹帯の幅を900mm→1,300mmへ拡大することで植樹ブロックと幹部の干渉を避け、現木を活かす。また、強風による倒木抑制として、添木を配置する。

伐採する樹木

現存桜木は、撤去伐採する。代替えとして活着のよい若木（樹齢3年前後、高さ3～4m程度）の植樹を施し桜並木としての体裁を保つものとする。

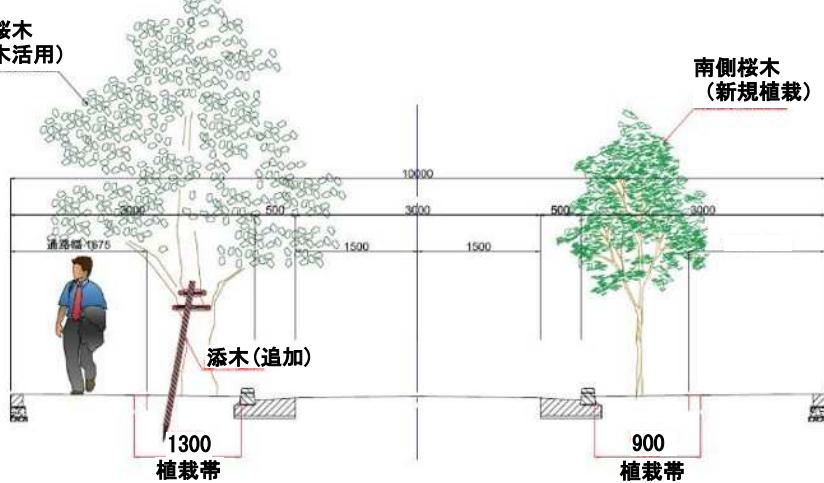


図11 対策のイメージ図（左側：存置 右側：伐採後新植）

植樹帯を拡大することにより、部分的に有効通路幅が1,675mmとなり、車いすのすれ違いに必要な2mを確保できない箇所が生じる。しかし、将来道路管理者である足立区役所と協議し、有効幅員が狭まる箇所は、樹木が存する部分的な箇所のみであることから、車いすのすれ違いへの影響は少なく支障ないと回答を得た。

5 地元への説明

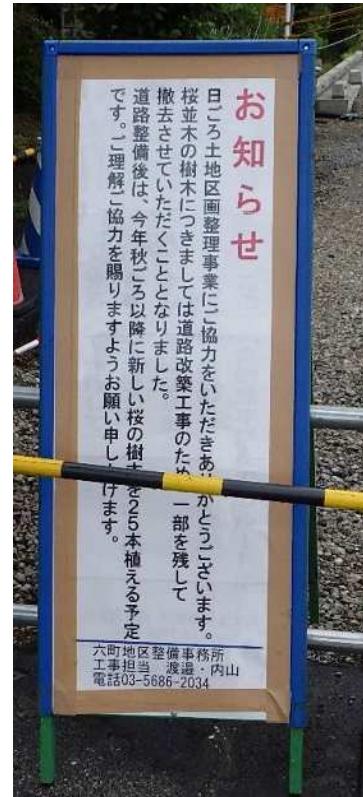
新型コロナウイルスの感染が拡大する中、住民に集まっていただき対応策を説明することは困難な状況であったことから、町会長、町会理事、沿道地権者に個別に説明に伺った。その際に、約40年前に強い住民からの要請により桜並木が整備されたことなどを教えていただき、あらためて、住民の桜に対する思い入れを感じたところであるが、樹木医の診断を仰ぎ存置できる樹木は極力存置しようと努めていること、伐採する樹木についても、若木を新植することで末永く桜並木を維持できるようになることについて、好感を以て受け入れられ、伐採について関係者の理解を得ることができた。また、樹木の伐採に先立ち、伐採工事に着手する旨のお知らせ看板を周辺各所に設置し、周辺住民への周知を図った。伐採の20日前から看板を設置した

ところであるが、特段の苦情・意見はなく、つつがなく令和2年7月14日に伐採工事を行ったところである。伐採後についても、特段の反対・意見はなかった。

なお、町会長、町会理事、沿道地権者に個別に説明する過程では、桜並木に関する話題を契機とし、区画整理事業着手以前は一面畠であったこと、つくばエクスプレス六町駅開業・補助140号線開通などにより、まちが一変し若い世代が増え活気がでたこと、区画整理事業の早期完了を望んでいることなど、事業に対する率直な感想・意見を聞くことができたところである。

6 新植工事

桜の新植にあたっては、新植後に桜本体が傷まないよう、猛暑期、厳冬期を避けるようにするとともに、翌春には、わずかでも桜が咲いている様子を住民にお見せすることができるよう令和2年12月上旬に工事を施工することとした。



工事内容

高木植栽工

そめいよしの 17 本

樹 高 = 3.5m

幹 周 = 18 cm

枝 幅 = 1.8m

二脚鳥居添木付き

図 1-2 伐採の広報看板

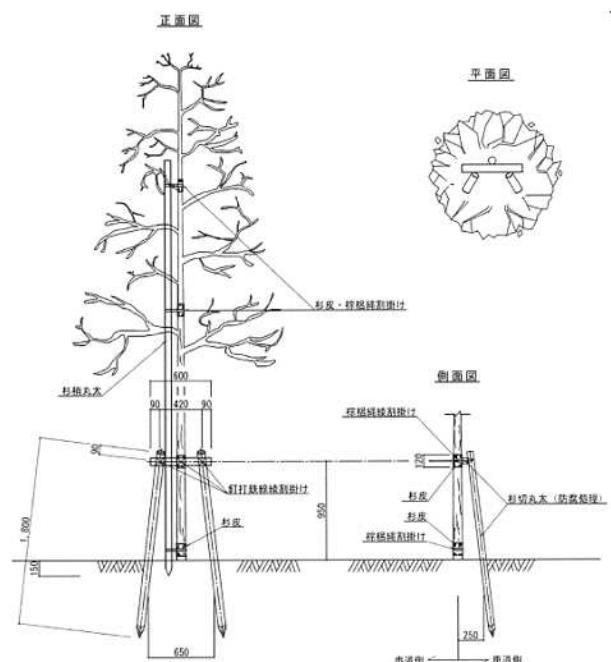


図 1-3 新植する若木のイメージ



図 14 新植する若木の搬入

7まとめ

12月中には、17本の若木の新植工事を終え、春を待つこととなった。春になると、存置した桜については、これまでと変わらず満開の桜を咲かせていたのとあわせ、新植した桜についても、存置した桜に比べれば大分控えめではあるが、愛らしい数輪の花を咲かせていた。専門家によると活着状況は良好で、3、4年後には、存置した樹木と同様満開の桜を咲かせ、従前のものに勝るとも劣らない壮麗な桜並木になるだろうとのことであった。住民の方々からも、「少し咲いていたね」「数年後が楽しみ」などのお声がけをいただき、関心の高さ、期待の大きさを感じるところであった。かつては、下水道幹線の整備にあわせ、住民の要望から、畠地の道路沿いに植樹され、住民に愛され続けてきた桜並木であったが、歳月を経て老木となっていたことも事実である。こうした中、区画整理により市街化が進み、都市整備局がリニューアルした桜並木が、まちなみが変わり若い世代をはじめ新たな住民が増える中、これまでと同様、今後40年、50年地元に愛され続けることを期待してやまない。



図 15 現在の桜並木（令和3年7月撮影）